

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3730
17年2月17日(金)
・Fax 095-828-1953

証人調べ傍聴 感想



おはようございます。
前号で「郵政労働契約法
20条裁判 東日本裁判」
証人調べ傍聴報告を掲載し
ました。今日の『未来』で
も前号の続きとして、証人
調べを傍聴しての感想と会
社側の主張・認識を紹介し
ます。

**証人の経歴と、証人調べを
傍聴しての感想**
これまで紹介した事は、
期間雇用社員は正社員に比
較して、責任が軽い、とい

うことに尽きます。
特に二人目の集配部長
は、裁判で会社の主張する
「格差の合理性」を正当化
しようとするあまり、非正
規社員の働きと尊厳を踏み
にじるような証言を繰り返
しました。では、この証人
が現場の事情に疎いのかと
いうと、そうではありません

この証人は94年に都内
の郵便局に採用になり、0
1年に最初の役職である主
任に昇格、12年に管理職
である副部長に昇進、現在
の集配部長に至るまで、一
貫して主に集配部で働き、
この間、期間雇用社員とい
う経歴の持ち主です。
つまり、期間雇用社員の
働き方を身近で見えてきた人
です。その人物でさえ、こ
の程度の認識です。これは
証人個人の考えというより、
会社の見解だと言えます。

**被告証人発言はめっちゃく
ちやでした**
「正社員には地域に貢献
する会社としての責任があ
る。時給制にはない。正社
員は担当（主任ではない一
般のこと）であっても職責
がある。時給制にはない」
暴言ともいえる内容に院内
の空気は一変しました。
原告はじめ傍聴席の期間

社員の仲間の歯ぎしりが聞
こえるようでした。さすが
に裁判長が「そんな風に一
般化しないで具体的に言っ
てください」と注意する始
末でした。

**ゆうパック集配業務は単
純かつ簡易！**

東日本裁判の原告の中に
専らゆうパックの配達に従
事している契約社員がいま
す。その原告も正社員との
格差を指摘しているのです
が、会社はゆうパックと郵
便配達の違いを強調して主
張を行いました。その部
分を紹介します。これは前
号と同じで、会社側証人で
ある都内の集配部長の陳述
書からの引用です。

「ゆうパックの配達は、
通常郵便の集配業務の様に
道順を逐一記憶する必要が
なく、単に、集荷場所又は
配達場所を訪ねていくこと
で足りる。」

このようにゆうパック等
の集配業務は業務内容とし
ては、より単純かつ簡易で
あると言えることから、局
によって差異はあるものの、
担当者も比較的時給制契約
社員が多く・・・とあり
ます。
郵便の配達は、エリア内
の家を全て覚える、いわば
面として覚えるのに対して、
ゆうパックの集荷・配達は



ピンポイントで訪問するの
で簡易である、ということ
です。この程度の認識の人
が集配部長なのだから、あ
される他ありません。

**他にも、仕事に対する自覚
と責任として、以下のように
述べています**

仕事に対する自覚と責任
について、正社員と期間社
員が求められることの違い
について、以下、主張する。
正社員は、主任昇進以前で
あっても将来的に重い責任
を負う立場を担うようにな
ることを見据えて、正社員
の責任と自覚を持って行動
することが求められる。
ほか、お客様の苦情等の

対応のように会社を代表し
て行動しなければいけない
場面では、正社員が対応す
るのが原則とされています
とあります。

このように会社の主張を
みると、正社員の職責はい
かにも重いように見えるが、
そうではありません。一般
正社員（俗にいう平社員）
の職務上の責任と権限は、
無きに等しいです。
会社の主張は、ことさら
期間雇用社員との差を強調
することで、正社員に重い
責任を課して、会社の思い
通りに働かそう、との意図
さえ透けて見えます。

正社員とおだてられてい
るうちに、職責は重くなり、
難しい仕事、会社を代表し
て苦情処理対応などと、本
来管理者が行うべき仕事を
させられる事が多くなつて
います。

故に本裁判は、期間雇用
社員の処遇改善を求めるこ
とはもちろんですが、正社
員の仕事軽減・役職に応じ
た規定通りの仕事を求める
裁判でもある、と思ってい
ます。

次回証人尋問

2017年2月20日です。
・原告3名と原告側証人2
名の主・反対尋問が行われ
ます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望する正社員化を。

めざせ、均等待遇。なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。